

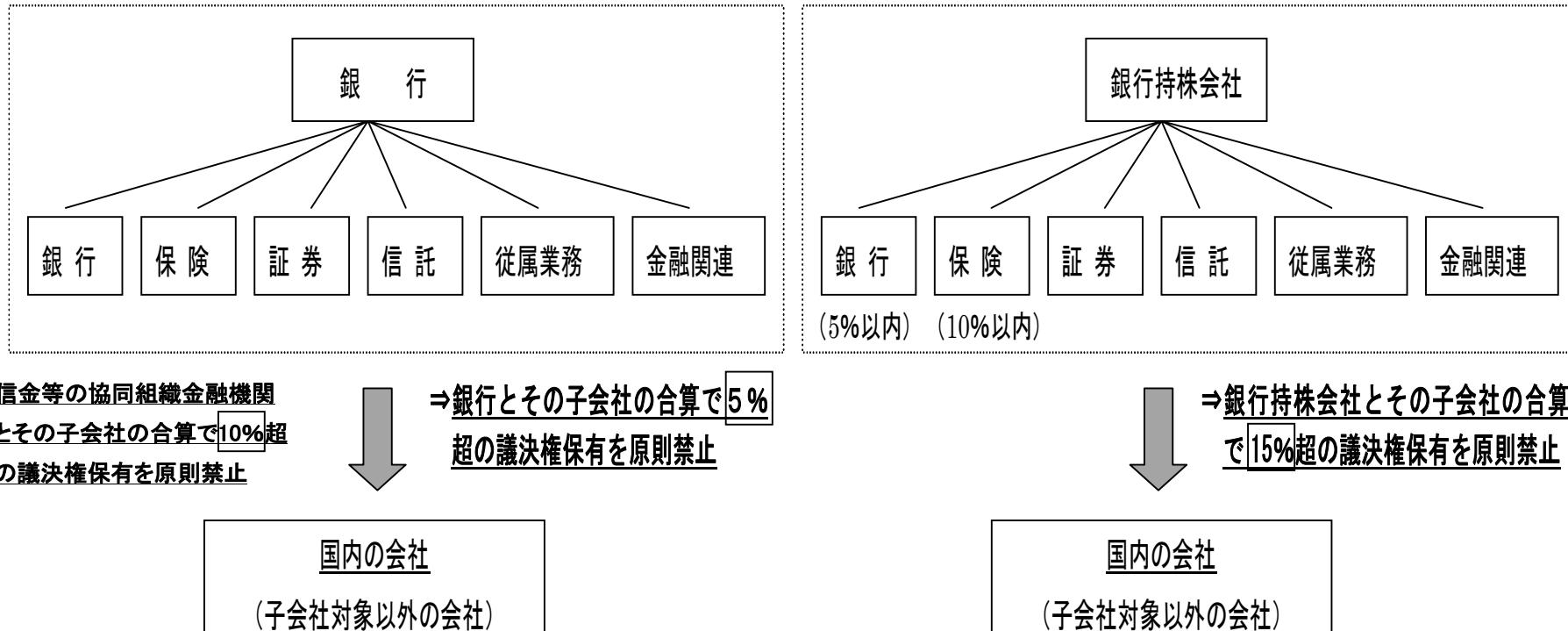
事務局説明資料

平成24年10月10日

金融庁 総務企画局 企画課
信用制度参事官室

銀行法による議決権保有制限(5%ルール)の概要

銀行が本業以外の事業により健全性を損なうことがないよう、銀行又はその子会社は合算して、国内の一般事業会社の議決権の5%を超えて取得し、又は保有することを禁止している。



5%ルールの例外

平成10年銀行法改正により、議決権保有制限を新設した際の例外

- ① 銀行の証券子会社がその業務として所有する株式
- ② 担保権の実行等の事由により取得した株式(1年超保有は承認制。ただし、50%超の保有は承認制の対象外(1年以内保有に限定)。)
- ③ 銀行等の投資専門子会社を通じて保有するベンチャービジネス(VB)会社の議決権(保有10年以内。更なる1年超保有は承認制。)
- ④ 有限責任組合員が投資事業有限責任組合の組合財産等として所有する株式等(有限責任組合員が議決権を行使できる場合及び10年を超えて保有する場合等を除く。)



例外措置の拡充(1)(平成11年)

- ・上記②に、「合理的な経営改善計画に基づくデット・エクイティ・スワップ(DES)の場合」を追加。

例外措置の拡充(2)(平成20年)

- ・上記③に、「投資専門子会社が事業再生を行う会社の議決権を保有する場合」を追加。
- ・上記③のVB会社について、その要件の一つである「設立5年未満」を「設立10年未満」に拡大。

(参考)「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」(抜粋)

金融審議会金融分科会第二部会報告(平成19年12月18日)

「相応の政策的合理性が認められるものについては、早急に制度的な手当てを行うことが適当である。具体的には、地域密着型金融の一層の推進等の観点から、ベンチャービジネスの育成、企業再生(地域再生)等の分野を念頭に、議決権保有制限の例外措置の拡充を検討すべきである。」

(参考1) 5%ルールの例外となる「DES」の要件

取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づく株式等を取得する場合
(当該銀行又はその子会社に対する当該会社の債務を消滅されるために行うものであって、当該株式等の取得によって相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。)

(参考2) 5%ルールの例外となる「VB会社」の要件

以下のいずれかに該当する非上場の株式会社の議決権を、投資専門子会社を通じて取得・保有する場合

- ① 中小企業新事業活動促進法上の中小企業者(製造業の場合、資本金3億以下又は従業員300人以下)で、
 - i 設立10年未満(平成20年12月12日施行)
 - ii 試験研究費等の合計額／(総収入－固定資産等譲渡益) > 3/100
- ② 中小企業新事業活動促進法上の中小企業者で、
 - i 設立1年未満
 - ii 常勤の研究者が二人以上
 - iii 常勤の研究者の数／役員及び従業員の数 $\geq 1/10$
- ③ 中小企業新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定等を受けている会社

(参考3) 5%ルールの例外となる「事業再生会社」の要件

以下のいずれかに該当する非上場の株式会社の議決権を、投資専門子会社を通じて取得・保有する場合

- ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律上の「経営革新計画」の承認を受けている会社
- ② 産業活力再生特別措置法上の「事業再構築計画」等の認定を受けている会社
- ③ 民事再生法・会社更生法上の「再生計画」・「更生計画」の認可を受けている会社
- ④ 銀行等が債権放棄、デット・エクイティ・スワップ(DES)、デット・デット・スワップ(DDS)のいずれかを実施することを内容とする合理的な経営改善計画を実施している会社

(参考) 独占禁止法による議決権保有制限

○ 独占禁止法の目的

第1条 この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

○ 銀行等の議決権保有の制限

銀行又は保険会社は、国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五(保険会社にあっては、百分の十)を超えて取得し、又は保有することが禁止されている。(11条)

⇒ 単体規制のみ

(注) 協同組織金融機関は、独占禁止法の規制対象ではない。

« 当該規定の例外 »

- 有限責任組合員が投資事業有限責任組合の組合財産等として所有する株式(有限責任組合員が議決権を行使できる場合及び10年を超えて保有する場合等を除く。)等
- 担保権の実行、デット・エクイティ・スワップ(DES)等の事由により取得した株式(1年超保有は承認制)
- その他、公正取引委員会の認可を受けた場合

『我が国金融業の中長期的な在り方について(現状と展望)』(抜粋)
金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」

第3章 政府の役割

1. 企業向け金融サービスの発展のために求められる政府の役割

(2)企業向け金融サービスのローカルな展開

① 金融機関がリスク変換機能等を発揮して成長資金を供給しようとする際に障害となる制度上・運用上の要因があれば、金融当局は、その是正に向けた対応策を検討する必要があろう。

(イ)金融機関の財務の健全性等確保を目的とした法令またはガイドライン等に基づく諸規制がリスク変換機能発揮に対し過度の抑制効果を働かせていないか、再点検も必要であろう。

例えば、金融機関が事業再生局面にある中小企業等に出資する場合、議決権の取得に関するいわゆる「5%ルール」があるため、企業が少額の出資しか得られないことがあり得る。同ルールを緩和することが、地域金融の向上に資する場合もあり得よう。健全性維持等の政策目的を踏まえつつ、同ルールを緩和する場合の程度や条件などについて更に議論を深めていくことが考えられる。

『日本再生戦略』(平成24年7月31日 閣議決定)(抜粋)

[中小企業戦略]

(重点施策:金融円滑化法の期限到来も踏まえた中小企業等への支援)

中小企業金融円滑化法および企業再生支援機構の期限が2013年3月に到来する予定であることも見据え、企業再生支援機構、中小企業再生支援協議会、金融機関が連携して中小企業の経営改善・事業再生を強力に推進する。加えて、相当数の企業が支援を必要とすることが見込まれることから、中小企業を支援し、成長を促すための体制を整備するため、民間の資金・ノウハウを活用した新たな体制構築の検討も進める。

また、金融機関による中小企業の経営改善・事業再生支援に係る取組について、公表を含めた一層の情報発信の促進、金融機関との間の取決めに違反した場合のみ保証責任を負う停止条件付個人保証契約等、経営者本人保証を限定的にする施策といった個人保証制度の見直し、さらにはベンチャービジネスの育成や事業再生支援等の観点から無議決権株式のより一層の活用等の金融機関による資本性資金の供給促進等といった、更なる中小企業支援策を講じる。

※ 別表『日本再生に向けた改革工程表』においては、「2012年度に実施すべき事項」として、「金融機関による資本性資金の供給促進策(5%出資規制の見直しを含む)の検討」が盛り込まれている。

5%ルールに係る主な論点（1）

議決権保有の上限

【制度】

- ◆銀行とその子会社が国内の一般事業会社の議決権を合算して5%以上（銀行持株会社：15%、協同組織金融機関：10%、保険会社：10%）保有することを原則禁止。

【金融機関・経済界からの意見】

- 地域経済の再生・活性化を促す観点から、地域金融機関の役割として地域密着型金融の推進が求められる中、金融機関による資本性資金の供給機能が強化されることによって、地元資本による地域活性化に資する事業や新規産業の創出・育成、中小企業の事業再生の支援強化等の効果が期待される。
 - 金融機関からの出資が安定株主の増加につながり、企業の信用力強化や円滑な資金調達等の効果が期待される。このため、企業は金融機関からの出資に対して基本的に好意的であるが、金融機関から役員派遣等の経営への過度の介入がある場合は難色を示す場合もある。
 - 金融機関が保有する事業会社の株式の総数が増加することによって、金融機関の財務・経営の健全性、リスク管理に影響を及ぼす可能性。5%ルールの緩和にあたっては、こうした観点を踏まえる必要があり、出資目的や対象企業等を限定するなど、慎重に検討する必要。
- ⇒ 議決権保有の上限についてどう考えるか。
- ⇒ 5%ルールと同様に、金融機関の健全性の観点から設けられている自己資本比率規制及び大口信用供与等規制との関係をどう考えるか。

(参考)

- 自己資本比率規制(バーゼルⅡ)：株式に係るリスク・アセット額は、標準的手法による算出では、保有株式の額に100%のリスク・ウェイトを乗じた額となる。（なお、貸出の場合は、中小企業向け貸出は75%、住宅ローンは35%。）
- 大口信用供与等規制の対象となる「信用供与等」には、株式が含まれる。

5%ルールに係る主な論点（2）

有限責任組合員として取得・保有する議決権

【制度】

◆投資事業有限責任組合の有限責任組合員として取得・保有する株式に係る議決権は5%ルールの例外。ただし、①有限責任組合員が議決権を行使できる場合、②無限責任組合員に対して議決権の行使に係る指図を行える場合、③10年を超えて保有する場合は除く。

【金融機関・経済界からの意見】

- 各種ファンドへの出資については、10年以内にファンドの運用を終了もしくはファンドの持分を処分することが難しいケースがあるため、例外措置とする期間の延長を要望。
 - 近年の各種ファンドの成績にはばらつきが大きいため、例外措置を拡大する場合には、金融機関に新たなリスクが蓄積される可能性。
- ⇒ 有限責任組合員として取得・保有する株式に係る議決権を例外とする期間(10年)を延長することについてどう考えるか。

5%ルールに係る主な論点(3)

投資専門子会社を通じた特例

【制度】

◆投資専門子会社が保有するVB会社及び事業再生会社の株式は5%ルールの例外(当該投資専門子会社は銀行の子会社とみなさない)。ただし、保有期間は10年以内とされており、更に1年を超えて保有する場合は、当局の承認が必要。

(参考)例外措置の活用実績:VB会社1,350件(58,724百万円)、事業再生会社43件(786百万円)

【金融機関・経済界からの意見】

※調査対象期間:平成19年4月～24年3月、調査対象金融機関:主要行、地銀、信金、信組

- 銀行法上のVB会社の要件を満たさない企業からの出資要請もあるため、当該要件を拡大することによって、投資対象企業が広がり、投資機会の拡大が期待できる。
 - 地域活性化に資する事業(観光、再生エネルギー、PFI等)は一地域のみでの出資の募集が困難なため、地域の金融機関の役割が期待される。加えて、金融機関が議決権保有割合を高め、事業開始当初から経営に関与することにより、事業に対する社会的認知及び信用補完が得られるとともに、事業推進の円滑化や事業の成功が期待出来る。5%ルールの例外範囲の拡大により、金融機関によるこうした積極的な支援が可能となる。
 - 信金や信組は、人材やノウハウ等の経営資源に乏しく、投資専門子会社の設置が困難であることが多いため、信金や信組の本体が直接出資を行えるようにしてほしい。
 - 金融機関が保有する事業会社の株式の総数が増加することによって、金融機関の財務・経営の健全性、リスク管理に影響を及ぼす可能性。
- ⇒ 投資専門子会社を通じた議決権の取得・保有の在り方についてどう考えるか。
- ⇒ 例外措置として認めている投資専門子会社の投資対象先の範囲を拡大することについてどう考えるか。
- ⇒ 投資専門子会社が取得・保有する株式に係る議決権を例外とする期間(10年)を延長することについてどう考えるか。
- ⇒ 例外措置として認めている投資専門子会社の投資対象先(VB会社、事業再生会社)の議決権を、投資専門子会社を通じず、銀行等が自ら5%を超えて取得・保有することについてどう考えるか。

5%ルールに係る主な論点（4）

例外となる事由(1)(DES)

※DES=デット・エクイティ・スワップ

【制度】

- ◆銀行とその子会社が、担保権の実行やDES等の事由により取得・保有する株式に係る議決権は5%ルールの例外。ただし、保有期間が1年を超える場合は当局の承認が必要。

(参考) DESの活用実績: 1年未満保有2件(138百万円)、1年超保有1件(38百万円)

※調査対象期間: 平成19年4月～24年3月、調査対象金融機関: 主要行、地銀、信金、信組

【金融機関・経済界からの意見】

- DESを検討する際、5%ルールを考慮して、無議決権株式を利用することが多いが、本来は議決権を取得した上で、当該企業と協調して事業再生に取り組むことが望ましい。
- 事業再生は、1年で出口に達することが難しく、経営改善計画の履行状況を見極めるのに3～5年程度かかるため、例外とする期間の延長を要望。また、承認制から届出制にすることを要望。

- ⇒ DESによる議決権の取得・保有の在り方についてどう考えるか。
- ⇒ DESによる議決権について、5%ルールの例外とする期間(1年)を延長することを、経営改善のための計画期間との関係においてどう考えるか。
- ⇒ 事業再生を理由として5%ルールの例外を認めるにあたり、当局の承認以外の枠組みは考えられるか。

(参考1) その他の意見

- DESの利用にあたっては、5%ルールの存在よりは、課税リスク(寄附金課税、債務免除益課税等)や会計上・税務上の処理・事務負担等が制約となっている。
- DESの対象となる企業は、長期的な展望を描けない先が多く、5%ルールの緩和等の環境を整備したとしても、どのように出口まで導くかという問題は残る。

(参考2) 「主要行等向けの総合的な監督指針」(V-3-4)、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」(III-4-8)では、DESにより取得した議決権の保有期間を延長する際の承認の条件である、5%を超える部分の議決権を「速やかに処分すること」とは、「遅くとも当該会社の経営改善のための計画終了^(注)後速やかに処分すること」との趣旨である旨が明記されている。

(注) 「計画終了」とは、当該計画期間を満了した場合、当該計画を計画期間よりも早期に達成した場合、当該会社が破綻又は実質的に破綻した場合及び当該計画を見直した場合をいう。

例外となる事由(2)(事業承継)

【制度】

- ◆銀行とその子会社が、担保権の実行やDES等の事由により取得・保有する株式に係る議決権は5%ルールの例外。ただし、保有期間が1年を超える場合は当局の承認が必要。

【金融機関・経済界からの意見】

- 後継者の資金的な問題等から、円滑な事業承継が困難である場合がある。
- 例えば、経営者の引退に伴い後継者が分散している株式を集約する状況において、将来的には資金的に余裕が発生することが見込まれるもの、現時点では資金的に余裕がない場合、金融機関が一時的に株式を取得・保有して、適切なタイミングで後継者に売却することができれば、当該企業の円滑な事業承継を支援することができる。
- 金融機関が保有する事業会社の株式の総数が増加することによって、金融機関の財務・経営の健全性、リスク管理に影響を及ぼす可能性。
- ⇒ 事業承継の支援に伴って取得・保有する株式に係る議決権を、5%ルールの例外とすることについてどう考えるか。

例外となる事由(3)(その他)

【制度】

- ◆銀行法施行規則では、担保権の実行やDES等の列挙事由以外の場合でも、合理的な理由があることについてあらかじめ金融庁長官の承認を受けた場合は、5%を超える議決権の取得・保有が認められている。(保有期間が1年を超える場合は、当局の更なる承認が必要。)
- ◆上記の承認を受けた事例は、過去5年間において0件。

⇒ 個別承認制の活用促進のため、承認基準を明確化するとした場合には、どのような承認基準が考えられるか。また、この他にどのような対応が考えられるか。

(参考)例外となる事由

銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第10号)(抄)

(法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第十七条の六 法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得
- 二 銀行又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得
- 三 銀行又はその子会社の、その取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づく株式等の取得(当該銀行又はその子会社に対する当該会社の債務を消滅させるために行うものであつて、当該株式等の取得によつて相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。)
- 四 銀行又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得(当該銀行又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)
- 五 銀行又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換(当該銀行又はその子会社の請求による場合を除く。)
- 六 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の併合若しくは分割又は株式無償割当て
- 七 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の定款の変更による株式等に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更
- 八 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式等の取得
- 九 第十七条の二第八項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。
- 十 元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内となる場合における株式等の取得
- 十一 銀行又はその子会社の取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき取得した当該会社の発行する株式を当該会社の経営の状況の改善に伴い相当の期間内に処分するために必要な当該株式の転換(第五号に掲げる事由に該当するものを除く。)その他の合理的な理由があることについてあらかじめ金融庁長官の承認を受けた場合

2・3(略)

5%ルールに係る主な論点(5)

信託勘定で取得・保有する議決権

【制度】

◆信託銀行が信託勘定で取得・保有する議決権のうち、次のものは5%ルールの例外。

1. 委託者又は受益者が行使する議決権
2. 1. のほか、元本補てんのない信託に係る信託財産として取得・保有する議決権(ただし、保有期間が1年を超える場合は当局の承認が必要)

【金融機関・経済界からの意見】

- 元本補てんのない信託に係る信託財産は、信託銀行の健全性に影響を与えない。
 - 信託銀行がインデックス運用を行う際には、信託財産による株式の取得を機械的に行っており、受託者の裁量で一部銘柄を排除することができないことがあるが、この際に5%ルールを遵守しようとすると、銀行勘定で保有する株式を売却せざるを得ず、投資行動の制約となっている。
 - 信託銀行では、5%ルールに抵触することを未然に防止するため、各種システムを構築しているが、これらを管理・運用するコストも大きな負荷となっている。
 - 信託銀行が信託勘定において株式の議決権を保有していても、当該信託財産は、受益者の利益のために管理するものであり、銀行勘定にて保有している議決権とは別途に行使されるため、5%ルールの適用対象から除外してほしい。
- ⇒ 元本補てんのない信託で取得・保有する議決権であれば、銀行の健全性に影響を及ぼすことなく、また、あくまでも受託者の立場で保有するに過ぎないことから、保有期間が1年を超える場合であっても、承認なく5%ルールの対象から除外することについてどう考えるか。

(参考)5%ルールを巡るその他の論点

マーチャント・バンキング業務として取得・保有する議決権

【金融機関・経済界からの意見】

- 金融機関に一時的なエクイティの保有を通じた経営課題の解決や総合的なファイナンスの提案が求められる状況において、マーチャント・バンキング業務の大幅な拡充は、企業サイドの経営革新に大きく寄与するとともに、株式投資によるキャピタル・ゲインの獲得手法の多様化にもつながり、国際競争力の観点からも大きな効果が見込まれる。
- 銀行の子会社及び銀行持株会社の子会社のマーチャント・バンキング業務について、想定される懸念(他業禁止規制、議決権保有規制、株式持合いの復活、銀行グループによる産業支配等)に対する適切な対応を検討の上、大幅に拡充してほしい。

(参考)「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」(抜粋)

金融審議会金融分科会第二部会報告(平成19年12月18日)

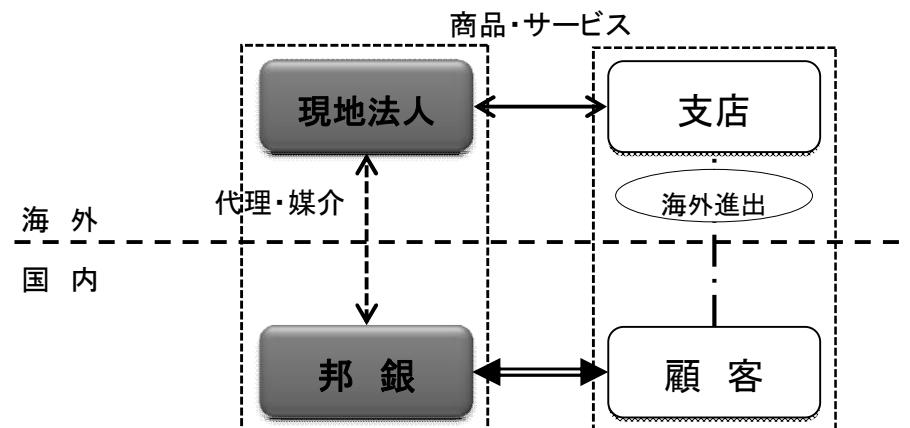
…銀行グループによるエクイティ保有の拡大については、制度趣旨との非整合、株式持合いの復活、銀行グループによる産業支配等についての懸念が指摘される。また、マーチャント・バンキング業務の実施は、現状においても相当程度可能であり、直ちに現行の規制を緩和する必要はないのではないかといった指摘もある。これらを踏まえれば、銀行グループによるエクイティ保有の大幅な拡充については、他業禁止、議決権保有制限等の現行規制の本来の趣旨を踏まえて整理していく必要があり、引き続き検討していくことが適当と考えられる。その際には、銀行グループに求められるエクイティ・ファイナンスへの関与のあり方等についても、国内外の金融グループによるエクイティ供給・投資の実態を踏まえた十分な検討が必要となろう。

※ マーチャント・バンキング：投資家への販売又は自己の資産運用のために一般事業会社の株式等を保有すること。

外国銀行の業務の代理・媒介（1）

- 銀行法では、我が国の銀行の業務範囲として、「外国銀行の業務の代理・媒介」を行うことができるとしている。
- 外国銀行の業務の代理・媒介を行う場合、外国銀行に対して我が国当局の直接の監督が及ばないことを踏まえ、顧客の利益の保護の確保を図る必要がある。このため、委託元の外国銀行を、次の者に限定している。
 - ① 受託者である銀行（外国銀行支店にあっては母体銀行）の子会社（議決権50%超）
 - ② 受託者である銀行の親会社
 - ③ 受託者である銀行の兄弟会社（親会社の子会社）
- ※ 実質子会社や関連会社、出資関係のない外国銀行の業務の代理・媒介は認められていない。
- 銀行が委託元の外国銀行から代理・媒介を受託できる業務の範囲は、我が国の銀行が銀行法上で営むことができる業務、具体的には、銀行法第10条第1項に規定する固有業務（預金、貸付、為替取引）及び同条第2項に規定する付随業務に限定している。

国内の顧客に対して海外現地法人（外国銀行）の業務の代理・媒介を行う場合（例）

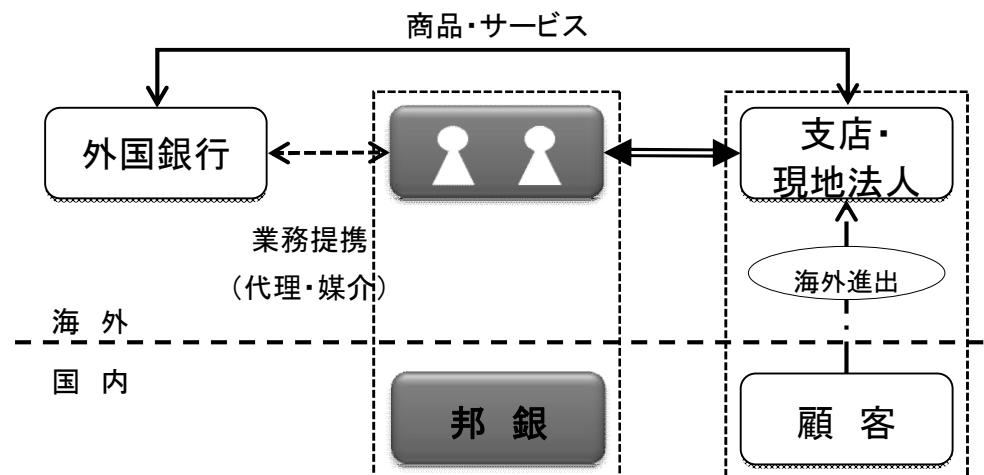


外国銀行の業務の代理・媒介（2）

金融機関等からの意見

現行の制度では、邦銀が、資本関係で親子・兄弟会社にない外国銀行の業務の代理・媒介を行うことは認められておらず、海外進出している中小企業等に対して、業務提携先外国銀行の融資の勧誘業務等を行うことができない。そこで、海外進出している中小企業等がより円滑な資金調達や多様なサービスを受けられるよう、海外において邦銀が出資関係のない業務提携先外国銀行の金融商品・サービスの代理・媒介を行えるようにしてほしい。

海外の顧客に対して業務提携先の外国銀行の業務の代理・媒介を海外において行う場合



《主な論点》

- ✓ 海外において行われる取引には、我が国の銀行法の規制を直接適用することはできないが、現地の法制度に即して行われるため、国内の顧客保護を図る観点からは特段の問題は生じないと考えられるか。
- ✓ 邦銀(日本の法人)が代理・媒介を行う業務は、我が国の銀行法で認められている業務に限定する必要はあるか。

※ 外国における拠点の設置義務等、現地の規制がかかる可能性があることに留意

(参考)「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」(抜粋)
金融審議会金融分科会第二部会報告(H19.12.18)

I. 銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方

(7) クロスボーダー取引

現行制度においては、

- 外国銀行在日支店や外資系邦銀が、日本国内の顧客に対し、母体である外国銀行の海外ブック取引の勧誘を行うこと
 - 邦銀が、日本国内の顧客に対し、海外現地法人の海外ブック取引の勧誘を行うこと
- は認められておらず、国際的に事業展開する企業への効率的な金融サービスの提供や我が国金融・資本市場への外国銀行の参入を阻害しかねない状況にある。

こうした状況を是正するため、外国銀行に対して我が国当局の直接の監督が及ばないことやマネーロンダリング、脱税等の不適正な取引を防止する観点にも留意しつつ、以下のような枠組みを基本として、「外国銀行の業務の代理・媒介」を新たに銀行の業務範囲として認めることが適當である。

- 受託者となる外国銀行在日支店等のグループ内の外国銀行を委託元とし、その外国銀行が行っている業務のうち、銀行法において認められている業務の代理・媒介のみを行えることとする。
- 業務の受託者となる外国銀行在日支店等からの申請(委託元の外国銀行、委託業務の内容等を記載)に基づく許認可制(邦銀については、既に海外子会社の設立について事前認可制がとられている点を踏まえ、届出制)とする。
- 受託する業務に関し、外国銀行在日支店等に対し、日本の預金保険制度の対象でないことの説明義務を設ける等、クロスボーダー取引であることに着目した行為規制を課す。
- 許認可を受けた外国銀行在日支店等に対して、銀行法に基づき、クロスボーダー取引であることに着目した監督権行使する。

海外M&Aに係る子会社の業務範囲規制

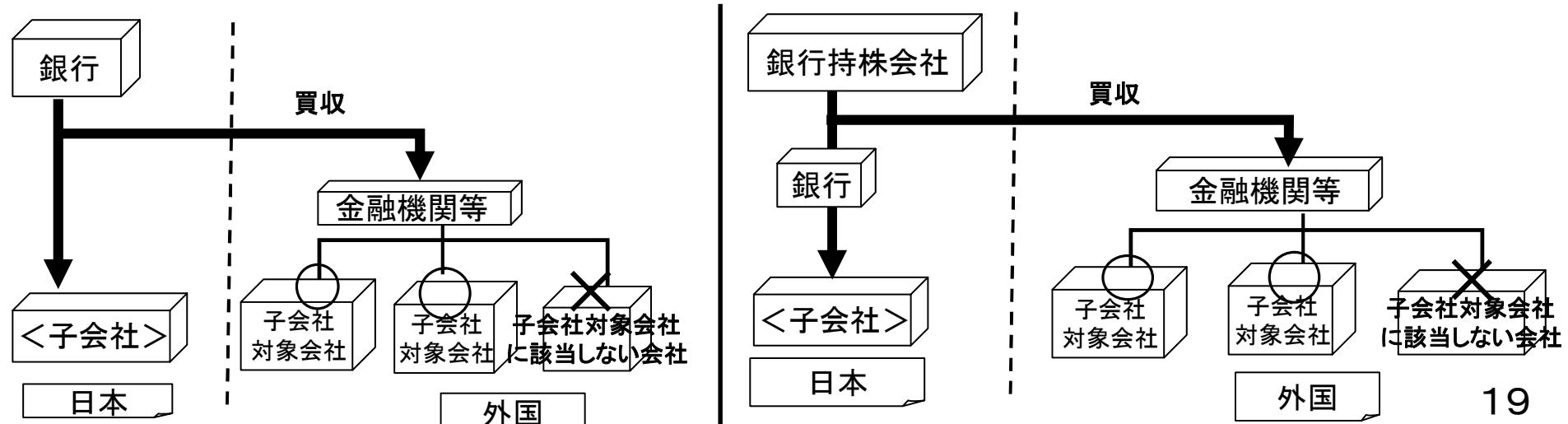
現行制度

銀行が子会社（孫会社を含む）とすることができますの会社（子会社対象会社）は、銀行、保険会社、銀行業を行う外国の会社等、一定の範囲に限定されている。

→ 諸外国の銀行と日本の銀行が、海外の金融機関の買収において競合する場合、入札時に子会社対象会社以外の会社を売却するとの条件を付けざるを得ない日本の銀行が不利な状況におかれ、海外市場への進出を阻害する要因となっているとの指摘。

主な論点

- 銀行グループの国際展開を容易にする環境を整備することの重要性に鑑み、例えば一定期間は子会社対象会社以外の会社の保有を認めることについてどう考えるか。
※ 保険会社による外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制については、本年3月の保険業法改正により見直しが行われ、買収時に既に保有が認められている子会社対象会社以外の会社について、原則として5年間は保有が認められた（次項参照）。
- 仮に現行制度を見直し、子会社対象会社以外の会社の保有を認める場合、どのような会社の買収について認めるか（外国の銀行の買収に限るか、保険会社や証券会社等の買収の場合も認めるべきか）。
※ 銀行による銀行・保険会社・証券会社等の子会社化は認可制である一方、金融関連業務を営む会社（貸金業者・リース業者等）の子会社化は届出制。
- 銀行持株会社が買収を行う場合についても同様の見直しを行うことについて、どう考えるか。



(参考) 外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直し

改正前

保険会社が子会社（孫会社を含む）とすることができますの会社（子会社対象会社）は、保険会社、銀行、保険業を行う外国の会社等、一定の範囲に限定されている。

→諸外国の保険会社と日本の保険会社が、外国保険会社の買収において競合する場合、入札時に子会社対象会社以外の会社を売却するとの条件を付けざるを得ない日本の保険会社が不利な状況におかれ、海外市場への進出を阻害する要因となっているとの指摘。

改正後

○買収した外国保険会社の子会社のうち、既に保有が認められている子会社対象会社以外の会社についても、原則として5年に限り保有を認める。

○5年以内にその処分が困難である等の事情が認められる場合には、行政庁の承認の下で、当該期間を超えての保有を例外的に容認する。

